

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 1月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第1号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(専決事項) 第2条 略 <u>2 前項に掲げるもののほか、人事行政の運営上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催するいとまがないときは、事務局長が専決することができる。</u> <u>3 事務局長は、前項の規定により専決したときは、次の人事委員会に報告し、その承認を受けなければならない。</u>	(専決事項) 第2条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。